

平成27年12月吉日

共済契約者 各位

一般財団法人
東京税理士事務所職員退職金共済会
理事長 伊藤佳江

マイナンバー制度に伴うお知らせ

平成27年10月5日から「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)が施行されたことに伴い、一般財団法人東京税理士事務所職員退職金共済会(以下「本共済会」という。)の平成28年1月以降の退職に伴う退職金等の請求に際し、以下の利用目的により請求人(被共済者又は遺族)の番号法に定める個人番号を退職金等の請求書類に記入していただく必要があります。

共済契約者におきましては、被共済者(従業員)の皆様は退職金等の請求手続き際して、請求人(被共済者又は遺族)の個人番号届出書(番号及び身元確認)を提出していただくようご周知方よろしくお願い申し上げます。

【利用目的】

本共済会定款第4条に定める特定退職金共済団体事業に係る源泉徴収事務及び支払調書作成事務

なお、マイナンバー制度に対応する請求書類については、本共済会ホームページに掲載されるまでの間は、お手数ですが、本共済会事務局宛ご連絡くださるようお願い申し上げます。

【お問合せ】

一般財団法人東京税理士事務所職員退職金共済会 事務局

電話 03-3356-0077

HPアドレス <http://www.tz-tokutaikyo.jp/>